事例No.	88
公表年度	H28
団体の属性	指定都市
団体名	千葉県千葉市

事例区分	第三セクター

タグ	・社団法人・財団法人 ・組織改革 ・（行政改革）業務の効率化

事例種類	整理・再生等の抜本的改革を行った事例（統合）

事例内容・タイトル

統合による経営の効率化と中小企業支援の一元化

出典

第三セクター改革等先進事例集

事例名	統合による経営の効率化と中小企業支援の一元化
団体名	千葉市
法人名	(財)千葉市勤労者福祉サービスセンター

＜地方公共団体のデータ＞※

人口(人)	972,883
標準財政規模(百万円)	210,635
財政力指数	0.95

※ 人口は、住民基本台帳に基づく人口(平成 28 年 1 月 1 日時点)
標準財政規模及び財政力指数は、平成 27 年度決算の数値

＜法人データ＞※

[出資等の状況]

千葉市	83(82.9%)
その他	17(17.1%)
役職員数(人)	5

[経営状況] (単位:百万円)

経常収益	165
経常損益	5
当期純損益	5

資産	155
負債	17
純資産	139

※ 出資等の状況は、法人格がなくなった時点(清算結了時)又は出資引揚時点での出資の状況
経営状況は、法人格がなくなった時点(清算結了時)又は出資引揚時点までに終了した直近の会計年度の決算

[法人概要](設立目的、業務概要等)

(財)千葉市勤労者福祉サービスセンターは千葉市内の中小企業に勤務する従業員等に対して、総合的な福祉事業を行うことにより、中小企業勤労者等の福祉の向上を図るとともに、中小企業の振興、地域社会の活性化に寄与することを目的として、平成 8 年に設立された。

その後、平成 23 年に事業者の経営革新及び新事業創出の促進その他地域産業の振興のための支援を行っていた、(財)千葉市産業振興財団(平成 13 年設立)と統合し、市内の中小企業振興に寄与してきた団体である。



1. 本事例の概要(取組の内容、ポイント)

当該事例は、(財)千葉市勤労者福祉サービスセンター(以下「勤労者福祉サービスセンター」という。)と(財)千葉市産業振興財団(以下「産業振興財団」という。)との合併により、事業の効率化及び中小企業支援機能の一元化を図った事例である。

両財団の支援対象は中小企業であるが、従業員(被雇用者)を支援対象とした勤労者福祉サービスセンターと、おもに経営者(使用者)を支援対象とした産業振興財団の各機能を統合することにより、使用者・被雇用者双方の立場からの各種経済施策を一体的に行い、中小企業支援の強化を実現した。

2．取組みの背景、理由、着手のきっかけ

両財団は、支援対象（中小企業）の関連性から、一体的なサービスの提供による相乗効果が図れる可能性があったことから、設立時から統合について議論がされていたが、国の所管省庁が異なる（平成13年当時所管省庁：勤労者福祉サービスセンター･･･労働省、産業振興財団･･･通産省）ことから、団体の目的が違う両団体を別団体として設立した経緯がある。

こうした中、平成20年12月に公益法人制度改革3法が施行されたことにより、主務官庁の財団法人に対する関与のあり方が変わり、両財団の事業統合（合併）に向けた道が開けた。

平成 22 年 3 月に「千葉市外郭団体経営見直し指針」を策定し、「使用者・被雇用者双方の立場からの各種経済施策を一体的に行うべく両者の合併を検討する。」旨が示され、両財団の合併について協議されることとなった。

3．取組の具体的内容

(1)取組方針とその決定過程

①根拠法

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益財団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第66条（存続団体：産業振興財団）

②登記

存続団体である産業振興財団は「吸収合併の登記」、勤労者福祉サービスセンターは「解散の登記」を行う。

③合併後の名称

合併に関係する事務経費を抑えるとともに、利用者の混乱を最低限にとどめるため、合併後の新財団の名称については、存続団体の名称である「（財）千葉市産業振興財団」とした。ただし、「勤労者福祉サービスセンター」の名称は全国的に統一された名称であること及び業務の継続性を考慮して、班などの内部組織の名称又は事業の名称として残すことを検討。

④基本財産

両財団の基本財産は、合併後の新財団に引き継ぐ。

(2)取組の具体的な進め方

①取組体制（所管課：平成22年度時）

勤労者福祉サービスセンター、産業振興財団及び市所管課である産業支援課による統合に向けたプロジェクトチームを組織した。

3．取組の具体的内容（つづき）

②関係者との調整内容・調整過程等について

平成 21 年度　「平成 19～21 年度　千葉市外郭団体経営評価委員会報告書」において、両財団の統合について、「検討中であるが、効果等を充分に考慮」と記載

平成 22 年　第 1 回定例会において、統廃合を実行すべきとの質問→可能なものについては、平成 23 年 4 月を目途に取り組んでいくとの答弁

平成 22 年度　「千葉市外郭団体経営見直し指針（改訂版）」を策定→合併に向けて検討する団体として、両財団の記載

平成 22 年 4 月～9 月　合併の検討及び旧主務官庁である県商工労働部との協議

③合併に必要な手続き

吸収合併契約の締結→評議員会・理事会の承認→合併認可申請→合併後旧主務官庁による認可→公告・催告→吸収合併・解散の登記

＜スケジュール＞

	平成 22 年度 6 月　7 月　8 月　9 月　10 月　11 月　12 月　1 月　2 月　3 月	平成 23 年度 4 月　5 月　6 月　7 月　2 月
合併	基本方針策定　合併契約　登記	
理事会等	理事会　理事会	理事会
旧主務官庁	認可申請→認可　登記報告	
公益認定	事業検討　事業見直し　認定申請及び定款作成	→公益認定申請　→公益認定
公告・催告	財産目録作成 公告→公告完了	
その他		予算編成(10 月)→議決

4．取組の効果

①経費の削減

合併により、重複する業務に対応するポストの削減による人件費、事務室統合等による管理経費の削減が図られた。

【合併前後の市補助金予算額】

合併前（平成 22 年度）　勤労者福祉サービスセンター　75,917 千円
産業振興財団　96,407 千円
計　172,324 千円

合併後（平成 23 年度）　勤労者福祉サービスセンター分　68,206 千円（▲ 7,711 千円）
産業振興財団分　71,999 千円（▲24,408 千円）
計　140,205 千円（▲32,119 千円）

②中小企業に対するサービスの一元化

経営者、従業員双方向のサービスを一つの組織で提供できるようになった。

4．取組の効果（つづき）

③中小企業に対する接触機会の多様化
　産業振興財団は中小企業経営者の自発的来訪が多く、勤労者福祉サービスセンターは会員企業に対する定期的なサポートのために企業訪問を常時行っている。互いの利用者へのアプローチにより情報提供や関係構築の機会が増えた。

④各団体により、経営支援、福利厚生支援を個別に行っていたが、統合による財団職員の人事交流が図られることにより、中小企業支援に係る多面的なノウハウの蓄積が可能となった。

⑤情報発信力の強化
　産業振興財団のメールマガジン、勤労者福祉サービスセンターの無料情報誌「ゆるり」など、互いのチャネルを有効に活用できた。

5．今後の課題（今後の方針、残された課題等）

・合併前の当財団の課題として、会員の拡大を設立初年度の目標である 6,000 人の達成を早期に達成すべきことをあげていたが、近年、福利厚生アウトソーシングサービス提供企業の成長等の影響もあり、平成 22 年 3 月 31 日時点の会員数 4,592 人から、平成 27 年 12 月時点においても、5,186 人と、未達状況が続いていることから、公的セクターとしての福利厚生サービス提供の在り方を見直す必要がある。
・産業振興財団では経営コンサルタントを配置し、経営者への支援を実施している。勤労者福祉サービスセンターにおいても、市内中小企業等への雇用を通じた、従業者に係る支援を拡大できるよう、人員配置も含め、対応を検討していきたい。

6．他団体の参考となり得る点（苦労した点、工夫した点、上手く進んだ理由、反省すべき点等）

・市の行政改革部門による「千葉市外郭団体経営見直し指針」の策定により、長年課題であった両財団の統合が再び協議されることになった。当時は、勤労者福祉サービスセンターは市民局勤労市民課、産業振興財団は経済農政局産業支援課が担当していたが、担当課を産業支援課に統合し、両財団の統合に向けた検討を一元的に行うための組織改正をした後、両財団の統合の検討を行っている。当該事例は、第三セクターが抱える課題を全市的な共通認識と捉え解決した事例となる。
・当該事例は、両財団の合併による経営の効率化を図る一方、それによる中小企業へのサービスの低下を招くことがないよう、充分な協議をする必要があった。その中で、両財団による経営改善計画を策定してもらう等、事業運営者からの意見も充分に協議し、経営の効率化、提供サービスの維持の双方を維持することができた。

＜参考＞地方公共団体の問合わせ先

担当課	千葉市経済企画課	連絡先	043-245-5278